

個別対話における質問に対する回答書

No.	添付書類名	頁	箇所					質問・確認事項	回答
No. 1	募集要項	7	3	3.2	(2)			プレゼンテーションは本事業の配置予定技術者が行うものとしますが参加グループの構成員に属している者が行うことで認めて頂きたい。	原案のとおりですが、詳細についてはプレゼンテーションの要項で通知します。
No. 2	募集要項	8	3	3.3	1)	イ～オ		募集要項P8の3. 3. 1) イにおいて「応募グループは建設JVを設立する」、ウにおいて「応募グループは構成員の中から代表企業1社を定める」、エにおいて「建設JV全体を統括する企業を定める」となっておりますが、オで「(応募グループ)の代表企業の変更は、原則として認めない。」となっております。設計及び建設期間中は建設JVを統括する企業に代表企業の役割・権限を委譲することは可能でしょうか。	実施方針の質問回答書にも記載のとおり、応募グループの代表と建設JVの代表が異なっても構いません。なお、委譲については優先交渉権者決定後の協議の中で決定し明記します。
No. 3	募集要項	17	4	1	1)			1月下旬開催のプレゼンの要項は、開催すること以外は、未定となっております。可能な範囲で、プレゼンの詳細を発表頂きたいと考えます。	12月下旬を予定しておりますが、可能な限り早い通知に努めます。
No. 4	要求水準書	3	1	1.3	5)		表4	新樋の口浄水場は河川法上の区域指定（河川区域、河川保全区域）はなく、新土淵川からの2Hルール適用外と考えて宜しいでしょうか。	河川管理者より新土淵川については河川保全区域の指定ではないため、2Hルール適用外であることを確認しておりますが、設計もしくは施工前までには事業者も確認してください。
No. 5	要求水準書	12	1	1.3	7)		表18	場外設備の冬季の日常点検について現地を確認したところ冬季に日常点検を行うことが厳しい箇所が何か所あります。それらの箇所については事前に了解を得たうえで点検頻度を変更することは可能でしょうか。	冬期の点検頻度については、各年度ごとに協議し決定します。
No. 6	要求水準書	12	1	1.3	7)		表18	取水堰の点検実績と内容について内容を提示いただくか今回範囲外で検討いただきたい。	事業の範囲とします。 点検は2年に1回、3日間程度行っており、点検時期は川の水量が少なくなる11月下旬頃です。 近年の点検受託業者は丸島産業株式会社です。
No. 7	要求水準書	29	1	1.4	6)	(4)	ア	水道施設設計指針と同等以上の性能を要求する場合、民側の考えを制限してしまう場合があります。水道施設設計指針に記載のない技術提案や設計思想によるコストダウンを認めて頂きたい。	要求水準書にて求めている事項を前提に、水道施設設計指針に記載のない事項については個別に判断します。

No.	添付書類名	頁	箇所					質問・確認事項	回答
No. 8	要求水準書	37	1	1.4	8)	(2)	ウ	高濁度の考え方について、設計値としては420度流入時の条件を採用し、ダム運用前の1000度はあくまで参考値であり、この場合は取水量の削減等に対応できるという理解でよいでしょうか。現状想定外の濁度に対応する設計にすると排水処理全体が過剰になり経済性が損なわれます。	取水量の制限により対応可能であると考えております。
No. 9	要求水準書	37	1	1.4	11)	(1)		設備の保全方法について（事後保全、予防保全など）設備の保全方法は事業者に一任で良いか確認します。	事業者の提案となります。
No. 10	要求水準書	38	1	1.4	11)	(3)		事業期間終了後の性能保持の定義についての確認します。	事業期間が終了し、市が当該設備の引き渡しを受けた後、市が適正な維持管理を行ったとしても、1年以内に要求水準書に示された性能を下回った場合においては、事業者の負担により修繕を行うことを求めています。 5年並びに1年以上性能を保持可能な仕様とすることの確認は要求水準書に記載のある「施設機能報告書」や「修繕更新計画書」の提出を受け、性能保持可能と市が判断した時点で要求を満たしていると判断することから、瑕疵を求めるものではないとご理解ください。
No. 11	要求水準書	43	2	2.1	3)			予定地に隣接する排水柵は国有地内に設置されています。当該排水柵への接続に関する制約条件についてご教示ください。また、国との協議調整は市にご協力頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	現在のところ、河川管理者からの制約条件について指示はありませんが、設計もしくは施工前までには事業者も確認してください。 協議は青森県と行いますが、調整および協議は市で行います。
No. 12	要求水準書	43	2	2.1	3)			現状はこの柵に道路排水側溝及び県管理排水側溝が接続されていると見受けられます。新樋の口浄水場からの放流管の接続を検討するにあたり、排水柵の構造図をご提供頂けないでしょうか。	接続柵から樋門までの図面を入手できましたので提供しますが、現地も確認のうえ検討願います。
No. 13	要求水準書	43	2	2.2				受注後の基本設計の考え方について 確認回答のNo. 217によると契約後、基本設計を行う可能性もあるので、提案した設計が要求水準を満たしていれば、再度、基本設計は行うことはせず、詳細設計を行えると考えます。	提案した基本設計が要求水準書や提案内容を満たし、それらを市が確認できれば、再度基本設計を行う必要はありません。

No.	添付書類名	頁	箇所					質問・確認事項	回答
No. 14	要求水準書	43	2	2.2	1)	(1)	表32	取水施設の劣化補修の考え方について水没部については調査が不可能なため、劣化補修等に関しては別途契約として頂きたい。	建設工事のために十分な調査を行ったうえで、予期できない事由により費用が増減する場合は、別途協議とします。
No. 15	要求水準書	44	2	2.2	1)	(1)	表32	必要箇所には伸縮可撓管設置と記載があります。継輪を2個使用し可撓管機能を持たしたことで、可撓管として認めて頂けるでしょうか。(日本ダクタイル鉄管協会 NS形・SII形・S形ダクタイル鉄管管路の設計 JDDPA T 38 P72頁 に継輪2個使用により変位吸収との記載)	原案のとおりです。
No. 16	要求水準書	44	2	2.3	1)	(1)	表32	導水管の予定ルート上に多数の埋設管がありますが、既存資料がなく、提案段階で布設の可否を判断できません。そのため、既存管を事前撤去、一次撤去又は移設して、布設位置を確保することを想定します。以下の管について、事前撤去(撤去して復旧しない)、一次撤去(1カ月程度の一定の期間撤去して復旧)、移設(切回し・仮設配管)がそれぞれ可能かご教示ください。また、管種、口径について合わせてご教示ください。(以下「?」箇所) <ul style="list-style-type: none"> ・岩木川放流管 φ700 (HP) ・ろ過池排水管 φ700 (CRCP?) ・沈澱池排水管 φ500 (CRCP?) ・沈砂池排泥管 φ100? (?)*※天日乾燥床4号池ルート ・沈砂池排泥管 φ100? (?)*※放流地ルート 	既設樋の口浄水場の運転に支障がなく、要求水準を満たしていれば問題ありません。 岩木川取水ポンプ場周辺にある接合井について、現地調査を行った資料(接合井付近埋設管図その1、その2)を提供しますので、管種や管径等を確認してください。
No. 17	要求水準書 質問回答書No. 280	46	2	2.3	2)	(1)	表35	浄水池容量のうち洗浄用水分については、浄水池と分離設置することの提案は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
No. 18	要求水準書	50	2	2.3	2)	(1)	表35	標準仕様として、構造物に設置する昇降移動用の工作物として、階段を選択して設置する場合の素材に規定はないか?	素材の規定はありませんが、階段を設置する場合には、設置する環境において本体RC構造と比べて同等な耐腐食性能を有し、通行にも支障をきたさない構造としてください。
No. 19	要求水準書	53	2	2.3	2)	(3)	表36 表37	ろ過池の出口の濁度およびろ過池水(紫外線流入濁度)の濁度が「別の設備」とのご回答ですが、ほとんど同じ水を異なる計測器で測定することになりますので、ろ過池出口のみとすることは可能ですか。	合理的理由があれば認められると考えます。

No.	添付書類名	頁	箇所					質問・確認事項	回答
No. 20	要求水準書	53	2	2.3	2)	(3)	表37	動力変圧器は2バンク構成との条件となっておりますが、過去の故障発生リスクや他浄水場の実績から、この条件を削除することはできないでしょうか。	原案のとおり、要求水準書では受変電設備の2バンク構成を求めています。なお、対象となる施設は要求水準書に記載のとおりです。
No. 21	要求水準書	55	2	2.3	2)	(4)	表38	新樋の口浄水場用地のうち、新浄水場の配置計画上、施設・外構を整備しない範囲については、現況のままとして宜しいでしょうか。不可の場合、最低限の整備仕様をご教示ください。（フェンスで囲う、維持管理の中で除草対応するなど）	事業者が提案する新樋の口浄水場の敷地範囲外は、市で管理します。
No. 22	要求水準書	57	2	2.3	3)	(4)		新常盤坂増圧ポンプ場 外構施設設計要求事項欄に「フェンス、門扉」は記載がありませんが、不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
No. 23	要求水準書	57	2	2.3	3)		表42	搬入、搬出について、周辺道路の道幅を考えると、大型車両は既存の浄水場敷地内を通る搬出入ルートにならざるを得ないと考えておりますが、その際の制約条件などあるでしょうか。	現時点ではありません。
No. 24	要求水準書	58	2	2.4	1)		ウ	生活環境影響調査について、エにある脱水機設置に伴う産業廃棄物処理施設設置許可申請に必要な調査を同じものと考えて宜しいでしょうか。それとも、異なる内容を想定されているでしょうか。	同一の内容を想定しております。 その他、提案される機器に対し生活環境影響調査が必要な場合は行ってください。
No. 25	要求水準書	58	2	2.5	1)			試運転は民側の考えをもって計画・実施することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 募集要項等に関する質問への回答書もご確認ください。
No. 26	要求水準書	59	2	2.5	5)			試運転方法について質問回答No. 411では事業者提案に基づき実施できるものとの回答でしたが、No. 128や413では原水量に制約がある回答となっております。既存浄水場の運転を考慮した原水供給量とすると、長期間の試運転となりますが宜しいでしょうか。	既存施設の運転に支障のない提案としてください。
No. 27	要求水準書	61	3	3.1	1)		表44	場外施設の防犯について、既存で機械警備などを契約されている場合、その管理を引き継ぐと考えれば宜しいでしょうか。	引き継ぐ必要はございません。事業者の提案によります。

No.	添付書類名	頁	箇所				質問・確認事項	回答
No. 28	要求水準書	別紙3					導水管の配管ルートは、要求水準書別紙3に示す想定ルート以外の提案は可能でしょうか。	要求水準書（第1回変更版）別紙3に示す新設導水管の埋設想定ルートは、既設樋の口浄水場の将来の解体や土地利用の際に影響が少ない場所を想定し、現在のルートとなっております。以上の理由から、別紙3のルートにて提案願います。
No. 29	要求水準書	別紙3					岩木川取水ポンプ場付近には、多くの配管が埋設されており狭隘となっています。既存管のうち接合井につながっている排泥管は、導水管を埋設するための支障になることから、切り直しなどを行うことは可能でしょうか。	No. 16の回答と同様
No. 30	要求水準書	別紙3					入札図書および閲覧図書で示された既設のバルブは正常に作動していることを前提に設計をしています。	原則として、既設のバルブが正常に作動しない場合は市の責任において作動させますが、計画の妥当性によります。
No. 31	要求水準書	別紙5					常盤坂増圧ポンプ場は、公道上で既設管に接続する計画となっていますが、通行止めで施工する必要が生じるため、住民生活に配慮し、既設増圧ポンプ場の用地内で、既設管との接続を考えています。	接続部分はあくまで想定です。よって、合理的理由があれば認められると考えます。
No. 32	要求水準書						樋の口浄水場および常盤坂増圧ポンプ場の建設工事期間における除雪範囲は事業者の提案範囲でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
No. 33	提出書類作成要領及び様式集（第1回変更版）	様式Ⅲ-16	4				「アセットマネジメントの視点に基づいた資産管理等について」の記載が追加となっていますが、既存の設備台帳を活用した内容を想定されているでしょうか。また、その際の対象は更新対象外の場外施設も含めてでしょうか。	既存の設備台帳を活用することを想定しております。場外施設の設備台帳の整備は不要です。
No. 34	提案書類作成要領及び様式集（第1回変更版）	63, 64					様式Ⅳ-2⑤、様式Ⅳ-2⑤別紙 建設業務に従事する者の資格・実績について、土木企業、建築企業、電気企業の参加資格要件には工事実績が求められていません。土木企業、建築企業、電気企業の配置技術者の資格・実績については評価の対象外で、記載不要との理解で宜しいでしょうか。	様式Ⅳ-2⑤にて建設業務の実施体制、様式Ⅳ-2⑤別紙1にて建設業務に従事する各工種の予定主任技術者（予定監理技術者）および現場代理人の工事実績等の記載を求めています。これらは評価の対象となります。
No. 35	提出書類作成要領及び様式集	66	様式Ⅳ-2	⑥	別紙1		業務開始時の配置技術者の実績等は提案書同等程度とすることをお願いいたします。	原案のとおりです。

No.	添付書類名	頁	箇所				質問・確認事項	回答
No. 36	参考資料 8. 平成25年度 樋の口 浄水場基本設計業務委 託	2-14					図2-2-2 現在の樋の口浄水場の全体配置図 急速ろ過池排水の岩木川への排水ルート（φ700）、沈澱池排水の岩木川への排水ルート（φ500）に関して、以下について御教示願います。 ・現在の運用状況を御教示願います。 ・新設導水管敷設時に、事前に撤去が可能でしょうか。 ・新浄水場の建設中に岩木川への排水ルートを確保しておく必要があるでしょうか。	・現在の運用状況を御教示願います。 →緊急時に使用しています。 ・新設導水管敷設時に、事前に撤去が可能でしょうか。 →機能を損なわない対策（切替など）を行った管については事業者の責任において撤去可能と考えます。 ・新浄水場の建設中に岩木川への排水ルートを確保しておく必要があるでしょうか。 →あります。
No. 37	参考資料						新常盤坂増圧ポンプ場 測量図、現地確認の結果、建設予定地の雨水排水は北東方向に排水されているようですが、新設施設の雨水排水を既設樹へ接続して宜しいでしょうか。	新設用地の法面の下にある樹は接続可能です。法肩にある樹および縦排水となる塩ビ管は仮設の排水施設となりますので接続できません。
No. 38	基本契約書	1	3				基本契約書内に建設JV全体を統括する企業の定義が無いため追加をお願いします。	優先交渉権者決定後の契約に向けた協議の中で決定し、明記します。
No. 39	設計及び建設工事請負 契約書（案）	7	19条				募集要項等に関する質問への回答書No. 500 において、現場代理人は、「設計製作期間と現場施工期間で別の者を配置することをみとめません」とありますが、職員の得意分野を生かす意味からも設計時と建設時の配置職員変更を認めて頂きたい。	原案のとおりです。
No. 40	設計及び建設工事請負 契約書（案）	7	19条				設計・施工期間において、技術者等の配置を設計期間と工事期間（工場製作期間・現場製作期間）で変更させていただきたい。また、工場製作と現地施工が交互になる場合は再配置を認めて頂きたい。	「弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて」に示す項目に該当する場合は変更が認められます。市の基準に無い場合は国交省や青森県の基準に準じれば変更は認められます。
No. 41	設計及び建設工事請負 契約書（案）	11	27条	6			受注前の開示資料や事前調査資料ではすべてが明確にならず、そのため受注後の再調査で明らか差異（土質条件、埋設配管、既設電気など）があった場合、費用がすべて受注者負担となるのは合理的ではありません。発注図書に無く、受注後の調査で判明した事項による費用の増加は別途契約としてください。	No. 14の回答と同様

No.	添付書類名	頁	箇所				質問・確認事項	回答
No. 42	設計及び建設工事請負契約書（案）	18	45条				設計建設期間における費用等の請求に関わる権限について、建設JV全体を統括する企業がすべての行為を行うことができると考えています。また、前払、出来高、完成払い等の請負代金は建設JV全体を統括する企業の代表口座への入金と考えています。	市も同様の内容を想定しておりますが、現在公表している各契約（案）には、それぞれの代表企業の定義が記載されていないことから、優先交渉権者決定後の契約に向けた協議で決定し、明記します。
No. 43	運転管理業務委託契約書案	8	16条	3			万一、計画水量を下回った場合は計画水量を処理したものとして、変更願います。	市の事由により年間を通して計画水量を下回るような場合は、別途協議とします。
No. 44	運転管理業務委託契約書案		別紙 1	リスク 分担表 2/3	注記 2		不可抗力リスクについて一定の割合を超える費用負担は市、それ以外は事業者が負担とありますが、「一定の割合」を具体的にご提示いただかないと、本件リスクに関する事項を全て事業者負担として積算することとなり、過大な費用提示を余儀なくされます。「一定割合」をご提示いただくか、「事業者は不可抗力事項に対する事業者の提案事項のみを負担する」など、明確化してください。	契約書に定めしているとおりです。
No. 45	運転管理業務委託契約書案		別紙 1	リスク 分担表 3/3			リスク分担表「維持管理・運営費増大」に関して、SPC健全運営のため、運転管理におけるユーティリティ、再委託業務に関して上下限条件を設定していただきたい。	原案のとおりですが、著しく増減が生じた場合は協議とします。
No. 46	運転管理業務委託契約書案		別紙 1	リスク 分担表 3/3			冬季の除雪範囲に関して、既設のエリア並びに岩木川取水ポンプ場の除雪の範囲についてご教示ください。 また、今回維持管理する場外施設の除雪範囲についてもご教示ください。 豪雪等により除雪回数が、著しく増加した場合は設計変更の対象として頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木川取水ポンプ場の前面にある道路は市で除雪しますので、建物への入り口など、管理上必要な部分除雪は事業者にて行ってください。 ・場外施設の除雪については事業者が管理上必要な範囲を検討の上、ご提案ください。 ・豪雪等により想定を著しく超える回数が必要と市が判断した場合は協議とします。
No. 47	その他						今回運転管理対象である場外系施設に関して最適な運転管理方法を提案するため、施設内の現地調査実施は可能でしょうか。	施設内の現地調査は可能ですが職員の立ち合いが必要となります。よって、協議により決定します。